

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉見町長 宮崎善雄

市町村名 (市町村コード)	吉見町 347
地域名 (地域内農業集落名)	吉見北地区 (中曽根,上砂一,上砂二,地頭方,一ツ木,松崎,本沢, 上細谷,小新井,黒岩,山ノ下,今泉,中新井,北下砂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 21 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

吉見北地区は遊休農地の割合は0.3%程であり規模縮小や離農を考える割合が15%程と低い一方で耕地面積のうち、10年後に75才以上となる農業者の割合は約6割を超える見込みであり、現状維持、拡大を考える割合も3割程度となっていることから地域を将来的に担う新たな受け手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、麦等を見据えた耕作に取り組む。また団地化を進めるとともに耕作放棄地の抑止に努めるため積極的に農地中間管理事業を活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	415 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	330 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積、集団化の取組については、担い手を中心に進め、団地面積の拡大を農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理事業を活用し進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業への取組については、担い手のニーズを踏まえ、関係機関と連携を図りながら、必要な整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体の確保育成については、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域の担う者と関係機関が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業サービス事業者等への農作業委託の取組については、必要に応じて作業の効率化が期待できる事業者へ委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--